

いわて配偶者暴力防止対策推進計画（2021～2025）の概要

1 計画策定の背景

H13 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」制定
 H16 「DV防止法」改正（都道府県の基本計画の策定を義務付け）
 H17 「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定（H17～22年度）
 H20 「DV防止法」改正（市町村における基本計画の策定の努力義務化等）
 H23 「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定（H23～27年度）
 H27 「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定（H28～R2年度）
 R1 「DV防止法」改正（被害者保護に当たり連携協力を図るべき機関として児童相談所が明記）

2 これまでの取組の主な成果と課題

【これまでの取組】

- ① 県民への普及啓発により、「配偶者や恋人など親密な人から受ける暴力をDVと呼ぶことを知っている人の割合」は約8割。
- ② 若年層への人権教育として、高校生、大学生等を対象としたデートDV防止出前講座を実施（R1 延べ受講者数 3,253人）。
- ③ 相談、通報のあった被害者への対応は、県内に12箇所設置している「配偶者暴力相談支援センター」を中心に行っており、緊急避難のための宿泊場所確保・提供を実施（R1：13件）。

【現状と課題】

- ① 県民への広報・啓発の充実
 - ・DVの認知度は約8割となる一方、被害者支援に関する認知度は約5割であり、県民の理解を深める広報・啓発の充実が必要
 - ・DV相談件数は概ね横ばいで推移しており、潜在化するとされている被害者の顕在化を図ることが必要
 - ・SNSなど新たなコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力などに、迅速かつ的確に対応していくことが必要
- ② 児童虐待対応との連携
 - ・面前DVによる児童への心理的虐待や、児童が直接、虐待を受けているケースもあることから、DV被害者と児童を保護する視点での取組が必要
- ③ 若年層への広報
 - ・若年層の理解が深められるよう、研修会や出前講座を実施するほか、学校、家庭、地域を通じた教育啓発を広く実施することが必要
- ④ 被害者の早期発見と支援
 - ・東日本大震災津波や自然災害、また新型コロナウイルス感染症の流行等による生活環境や生活様式の変化に伴うストレスにより、DVの増加が懸念されるため、被害者の早期発見が必要
- ⑤ 市町村における取組の支援
 - ・地域における相談体制の充実のため、研修会を通して市町村の関係相談窓口の職員による被害者への適切な情報提供や、被害者の安全とプライバシーの確保に配慮した対応が行えるよう、職員の資質の向上を図ることが必要

配偶者暴力相談支援センターの相談件数及び警察署における取扱件数

区分	H27	H28	H29	H30	R1
配偶者暴力相談支援センター	2,378	1,865	1,780	1,762	2,175
警察署	415	433	403	346	416

※単位は件数。配偶者暴力相談支援センターは年度、警察署は暦年による

3 基本目標

暴力のない家庭・社会の実現

- DVは重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。
- この課題を克服するため、DV防止法の規定に基づき、本県におけるDV防止及び被害者の保護に関する基本方針及び施策の実施内容について定めるとともに、岩手県男女共同参画推進条例に基づき定める「いわて男女共同参画プラン」における「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための具体的な計画です。

4 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

※ DVとは、(ドメスティック・バイオレンス「Domestic Violence」)略で、親密な関係にある相手に対して、あらゆる暴力を繰り返し、相手を支配(コントロール)することをいいます。
 ※ 未婚の若い男女の間で起こるDVをデートDVと呼んでいます。
 ※ 暴力には、「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」、「経済的暴力」、「社会的暴力」、「性的暴力」も含まれます。
 ※ DV問題と児童虐待は関連性があります。

5 施策の基本方向と主な施策内容

施策Ⅰ 暴力の防止に向けた教育・啓発の促進

暴力を許さない社会づくりのために、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育を推進するとともに、DVは重大な人権侵害であることの普及啓発を図ります。

- 県民への広報・啓発
 - ・DV問題と関連の深い「児童虐待防止」を含めた一体的な広報活動の推進
 - ・DV防止に関する講演会の開催や出前講座の実施
 - ・市町村や地域における地域住民に対する普及啓発の働きかけ
 - ・DVに関する県民の意識や実態、加害者対策についての調査研究
 - ・民間支援団体における取組状況の情報収集と提供
 - ・メディアにおいて暴力表現などが人権を侵害することの意識啓発
- 若年層への教育啓発
 - ・子どもの発達段階に即した人権教育の実施
 - ・教職員を対象とした人権教育やDVに関する情報提供
 - ・被害者、加害者にならないための予防啓発の一層の推進

施策Ⅱ 相談・保護体制の充実

被害者が、安心して身近なところで相談でき、また同伴する子どもを含め、安全に保護されるよう、相談・保護体制の充実を図ります。

- 発見・通報に関する体制整備
 - ・県民、医療関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員への周知
 - ・相談機関を掲載した「普及カード」の作成・配布
 - ・関係機関の相互理解と児童虐待を視野に入れた連携による早期発見
 - ・メールやSNS等を活用した新たな相談窓口等の周知
- 相談体制の充実
 - ・配偶者暴力相談支援センターの機能強化
 - ・地域における相談体制の強化
 - ・東日本大震災津波や大規模災害の被災地等における相談窓口の一層の周知
 - ・外国人・障がい者・高齢者への配慮
- 保護体制の充実
 - ・被害者の安全確保を最優先とする緊急保護と支援の充実
- 子どものケア体制の充実
 - ・児童保護対策に携わる関係機関と連携した児童保護対策の推進
 - ・DV被害者の子どもの心のケアと一時保護期間における学習機会の確保
- 相談・保護に携わる人材の育成
 - ・相談員専門研修やメンタルヘルスケアの充実
 - ・住民一人ひとりが被害者を相談窓口へつなげられるよう理解を促進

施策Ⅲ 被害者の自立支援

被害者が、自立して新たな生活に一步を踏み出すことができるよう、住宅の確保、就業支援などを行います。

- 住宅の確保に向けた支援
 - ・県営住宅への優先入居の実施と市町村への公営住宅優先入居の働きかけ
- 就業支援の充実
 - ・就職・職業訓練等に関する情報提供及び職業訓練の実施
 - ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターの活用等に関する情報提供
- 生活支援の充実
 - ・被害者の医学的・心理学的ケアの実施
 - ・経済的な支援に関する制度の情報提供
 - ・国民健康保険や公的扶助など社会保障制度に関する支援
 - ・被害者の住所情報等の適切な管理
 - ・被害者の子どもの就学や保育についての支援
- 司法手続に関する支援
 - ・弁護士による定期的な法律相談の実施や法律扶助制度などの情報提供

施策Ⅳ 関係機関の協力・連携

DV対策が総合的かつ効果的に実施できるよう、民間支援団体を含め、広く関係機関が協力・連携できる体制を構築します。

- 関係機関との連携した取組
 - ・連携体制の充実や地域における連携ネットワークの構築
 - ・児童虐待対応との連携
- 市町村に対する取組支援
 - ・市町村の基本計画策定、配偶者暴力相談支援センターの設置の働きかけ・支援
 - ・市町村の関係相談窓口職員の対応支援
- 民間団体との協力・連携
 - ・被害者の自立を支援する団体への支援